

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年11月21日開催 全国信用組合中央協会]

1. 令和6年11月8日から大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年11月8日から大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雨に伴う災害等に関し、鹿児島県に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 持続可能性の確立に向けた対話について

- 2024年8月に公表した「金融行政方針」にもあるとおり、今事務年度の地域金融機関の監督・モニタリングの最重点課題は、①金利上昇等を踏まえたリスク管理、②実効的な事業者支援（ツールの1つとして担保法制の活用に向けた検討も含む）、③将来的な人口動態等を踏まえた持続可能性の3つ。3点目の金融機関のビジネスモデルの持続可能性に関して、今後、個別の金融機関との間の対話を実施していく。
- 地域の人口動態は一定程度所与とせざるをえず、業務を適切に運営していくにあたってサイバーその他のリスクへの対応の目線とコストもあがっている中で、どのように経営を安定させていくかは非常に重要な課題である。
- 金融機関ごとに置かれている環境は相当に異なる。当局のリソースの制約もあるので、すべての金融機関と行うことはできないが、今後、個別にお声がけし、金融仲介機能を発揮しつつ、同時に持続可能なビジネスモデル

を確保する方策について対話を行っていく。

3. 地域金融機関によるM&A支援について

- 先般ご説明した金融機関におけるM&A支援の促進等に関する監督指針の改正について、パブリックコメントを経て、2024年10月1日から適用を開始している。
- 各地域金融機関においては、今回の改正内容も踏まえ、M&A支援を含む最適なソリューションの提案を行うなど、積極的に取り組んでいただきたい。
- 金融庁としても、各地域金融機関の取組を後押しすべく、ヒアリングを通じて、積極的な取組事例を把握し、参考として情報提供していくほか、支援を行う上で障害となっている事項や懸念されている事項を確認し、特定された課題の解決に向けた対応を検討する方針である。

4. 全銀協勉強会「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」の開始について

- 2024年9月の意見交換会において、「事業性融資の推進等に関する法律」の成立を契機に、事業性融資の更なる進展に向け、金融庁内に「事業性融資推進プロジェクト・チーム」(PT)を発足させた旨をご連絡した。
- 現在、当PTを中心として、関係する業界団体とともに、企業価値担保権の活用が想定される融資事例や、与信審査・期中管理のあり方、同担保権を活用した融資における引当の考え方等の実務上の課題などについて議論を行い、2026年春頃の制度施行に向けた環境整備を進めている。
- これまで、全銀協が事務局を務める「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」が2024年10月7日、11月14日の2回に渡り開催されており、全信中協も含む金融機関に委員としてご参加いただいております。金融庁もオブザーバーとして参加した。
- 引き続き、当勉強会において、企業価値担保権の活用が想定される融資事例や、様々な実務上の課題について、金融機関の委員を中心に活発な議

論がなされた上で、本制度が金融機関による事業性融資を後押しする契機となることを期待する。

5. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011 年 5 月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入された。
- 制度開始以降、2024 年 6 月末までに、金融機関 100 先から累計 325 件、約 81 億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

6. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。
- こうした中、金融庁において、PQC への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を 2024 年 7 月から 10 月にかけて全 3 回開催した。

※ 本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融 ISAC、CRYPTREC 事務局、FISC、日銀金融機構局、NISC が参加。

- 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会では、預金取扱金融機関の各業態の代表者の参加を得て議論を行っていただいた。経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにすることを目的として、本検討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を2024年11月中に公表予定であり、ぜひ一読いただきたい。
- 今後、各協会や中央機関とも連携しながら、対応を進めていきたい。

（金融庁ウェブサイト）<https://www.fsa.go.jp/singi/pgc/index.html>

7. 口座不正利用対策に係る要請文のフォローアップ実施及びフォーラム開催について

- 特殊詐欺をはじめとする金融犯罪については、各金融機関において対応を強化いただいているものの、犯罪の手口もより巧妙化・多様化している。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月に法人口座を含む預貯金口座の不正利用等対策の強化について要請文を発出した。
- 本件に関する説明会等で既にお伝えしているとおり、金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況のフォローアップとして、2025年1月以降、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出予定。
- 今般の要請では、直ちに対策を講じることが困難な場合には、計画的に対応いただくことをお願いしており、必ずしもアンケート発出時点で対策がすべて完了していることを求めているが、具体的な検討状況や今後の対応計画を含め確認する。
- もっとも、本件に係る対策が金融機関の規模や立地に関わらず講じられるべきであることは繰り返しお伝えしていることから、検討未着手あるいは対応不要と判断した対策については、「なぜ対策を講じる必要がないのか」もあわせてご回答いただく予定。
- また、本要請にも記載の通り、金融犯罪対策に関する事例や取組の共有

など、近隣金融機関間での連携は更に重要性を増している。

- 金融庁としても、金融機関間のノウハウ・取組の共有を促進すべく、財務局と連携し、各地域において、「口座不正利用対策」をテーマとした業態横断のマネロンフォーラムを順次開催していく予定。
- 各金融機関においては、近隣金融機関間での積極的な情報共有を通じて、地域全体でより一層の金融犯罪対策の強化につなげていただきたい。

8. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表している。今般（2024年9月27日）、最新版を公表した（1,050事業者を掲載）。

※ なお、プロダクトガバナンスの補充原則を追加する「顧客本位の業務運営に関する原則（2024年9月26日）」の改訂を踏まえた報告受付については、2025年以降に案内予定。

- 各金融機関が、自ら策定した取引方針の下、主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けて取り組んでいただくことを期待する。
- 金融庁としても、取組方針の営業現場への浸透状況や実践状況等について対話で確認していく予定である。

9. NISA 推進戦略協議会（第2回）について

- 2024年8月上旬に株式市場の相場急変が起こったことを受け、
 - ・ 個人投資家の動向に係る分析結果
 - ・ 相場急変時における各業界（各金融機関）等の対応事例・課題
 - ・ 金融経済教育の推進に向けた取組み

について、情報共有・意見交換等を行うべく、同年10月29日にNISA推進戦略協議会（第2回）を開催した。協議会においては、業界から、日頃の取組みも含め、対応事例の紹介があった。

- 金融庁からは、NISA 推進戦略協議会のメンバーに対し、
 - ・ 販売機関、商品を組成する金融機関等における、日頃からのものも含めた、顧客への対応等のための態勢整備
 - ・ 相場急変時等における実態把握（NISA 口座を通じた金融商品の売買状況、顧客からの問合せ・苦情状況等）の官民の連携による体制整備への協力
 - ・ J-FLEC 等の業務も活用しつつ、顧客（NISA 口座保有者）との接点を最大限に利用した、日頃からの金融経済教育の提供等の実施の3点を要請した。
- 引き続き、各金融機関にもご協力をお願いしたい。

10. 10 月 G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2024 年 10 月 23 日から 24 日にかけて、ワシントン D. C. において G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。
- ・ まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼル III 枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、同年 5 月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、再確認された。
- ・ ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関しては、その脆弱性に対処し、強靱性を向上させるための、FSB 等の作業が支持された。NBFIs におけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係る FSB の政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靱性に係る政策勧告の実施が支持された。
- ・ クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。

- ・ 暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関する G20 ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会 (FATF) 基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインや P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。
 - ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021 年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024 年の「G20 サステブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。
- また、同年 10 月 25 日に G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加え、
- ・ サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、将来に備えるための G7 サイバー専門家グループの作業が歓迎された。この点において、同年 4 月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことが言及された。
- 同年 12 月から南アフリカが G20 議長国を、2025 年 1 月からカナダが G7 議長国を務める予定。引き続き、各金融機関のご意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以 上)